

審第4868号-1  
答申第374号  
令和8年1月6日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会  
会長 石井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年5月31日付け〇〇健福第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第344号

令和6年4月17日付けで審査請求人から提起された、令和6年1月9日付け〇〇健福第〇〇号で行った保有個人情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年1月9日付け〇〇健福第〇〇号で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年12月6日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇警察署に呼ばれた経緯（警察とのやりとり）・行為のすべて『〇〇入院』鑑定審査結果詳細内容・決定事項・鑑定決定の医療行為者名（移送に至った経緯・〇〇入院を決定するに至った経緯の詳細のすべて） 〇〇年〇〇月〇〇日に退院に到るまでの、本人からの入院生活状況の苦情報告による対応 〇〇年〇〇月〇〇日及び（延期になったため）〇〇月〇〇日に退院させるという報告を、〇〇から受けた際の対応の詳細（この報告により、〇〇入院解除通知書が届いている）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「〇〇による〇〇診察の実施について（〇〇年〇〇月〇〇日〇〇健福第〇〇号）」（以下「本件文書1」という。）、「〇〇による入院〇〇の決定について（〇〇年〇〇月〇〇日〇〇健福第〇〇号）」（以下「本件文書2」という。）、「〇〇による〇〇移送の実施について（〇〇年〇〇月〇〇日〇〇健福第〇〇号）」（以下「本件文書3」という。）及び「相談・訪問指導記録（〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇年〇〇月〇〇日及び〇〇年〇〇月〇〇日分）」（以下「本件文書4」といい、本件文書1から3までと併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、その一部を不開示とする本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和6年4月17日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和6年5月31日付け〇〇健福第〇〇

号で審議会に諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

本件文書の開示を黒塗りにした処分を取り消すとの裁決を求める。

イ 本件審査請求の理由

文書の開示を黒塗りにした、処分の理由とされた、〇〇という事実はない。

〇〇。

〇〇福祉センターが不開示理由を法第78条第1項第7号などとしている。

しかし、不開示となった部分に関しては、開示されるべきである。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

弁明書に対して、行政不服審査法第30条に基づき、弁明書に記載された、全ての事項に対する反論書を提出する。

### 4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨について

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分の内容及び理由

ア 処分の内容

(ア) 保有個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書に記録された保有個人情報を特定し、本件決定を行った。

(イ) 対象文書の内容

a 本件文書1は、〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇警察署長（以下「〇〇警察署長」という。）が審査請求人について、〇〇による通報（以下、単に「通報」という。）を〇〇保健所長にしたことから、〇〇による調査（以下「事前調査」という。）を行い、その結果、〇〇による〇〇指定医（以下「指定医」という。）の診察（以下「〇〇診察」という。）が必要であると認め、2名の指定医による〇〇診察を実施することとした文書である。その内容は、以下のとおりである。

- (a) 起案用紙
- (b) 指定医による診察命令書（案文、施行文写し）
- (c) ○○による診察の実施について（通知）（案文、施行文写し）
- (d) ○○通報受書
- (e) 通報書
- (f) ○○に基づく事前調査書

b 本件文書2は、本件文書1による○○診察の結果、2名の指定医が入院○○を要すると判定したことから、○○の規定により、審査請求人を○○入院させる旨の決定を内容とした文書である。その内容は、以下のとおりである。

- (a) 起案用紙
- (b) ○○入院の決定について（通知）（案文、施行文写し）
- (c) ○○による指定医の診察結果について（通知）（案文、施行文写し）
- (d) 入院○○書（○○入院決定のお知らせ）（案文、施行文写し）
- (e) ○○入院に関する診断書

c 本件文書3は、本件文書2による○○入院のために、○○により、審査請求人を○○入院先病院へ移送することとした文書である。その内容は、以下のとおりである。

- (a) 起案用紙
- (b) 移送に際してのお知らせ（案文、施行文写し）
- (c) ○○入院のための移送記録票（案文、施行文写し）

d 本件文書4は、○○警察署長からの通報を受理した時から、入院○○を解除するまでの相談や連絡調整に対応した記録である。その内容は、以下のとおりである。

- (a) ○○通報受書（本件文書1の写し）
- (b) 通報書（本件文書1の写し）
- (c) ○○に基づく事前調査書（本件文書1の写し）
- (d) 相談記録

(ウ) 事務の内容

本件文書は、○○に関する事務で、○○に関する事務は、○○の警察官からの通報に対する対応業務である。○○は、事前調査を経て行う指定医の診察、○○は、○○入院の決定と移送に関する事務である。相談記録は、これらの○○業務を踏えた本人及び関係機関との対応を管理している事務である。

イ 処分の理由

- (ア) 保有個人情報の特定について

〇〇の通報に関する事務処理の過程から、本件開示請求に係る保有個人情報記録されている対象文書としては、本件決定で特定した保有個人情報以外に本件開示請求に係る保有個人情報が存在する必然性は考えられない。

(イ) 不開示部分及びその理由について

a 法第78条第1項第2号該当性について

決定通知書に記載したとおり、本件文書1中、〇〇通報受書の通報者氏名、本件文書4の7頁1行目～17行目、事前調査にあたっての陳述者（9頁2行目）は、法第78条第1項第2号、個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「条例」という。）第4条及び個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（以下「規則」という。）第3条に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたところである。本件文書4中の7頁34行目及び11頁1行目、12頁4行目は法第78条第1項第2号に該当するため、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

これら本件文書1、4中、当該部分については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、不開示としたものである。

また、警察職員の氏名については、条例第4条及び規則第3条で定める該当する（ママ）ため、不開示としたものである。

b 法第78条第1項第7号該当性について

本件文書1で不開示とした部分として、決定通知書に記載したとおり、指定医氏名及び所属、指定医による診察命令書（案1）及び（案2）の宛先については、法第78条第1項第7号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

また、保護した原因、申請・通報等された原因及び現在の状態（6頁2行目～6行目）、治療歴等、備考は、法第78条第1項第7号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたところである。通報書の発見時の状況及び保護が必要と認めた理由についても、同様に不開示としたものである。

さらに同文書中、〇〇に基づく事前調査書の「2. 調査時の状況等」の家族構成、家庭の状況、生活歴等及び、調査時の状況等申請・通報等をされた原因（言動・経緯）、現在の状況等（8頁1行目～7行目）、調査時の状況等申請・通報等をされた原因（言動・経緯）、現在の状況等（9頁1行目～4行目）、現在までの主な治療歴、事前調査にあたっての陳述者（9頁1行目）は、法第78条第1項第7号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたも

のである。

本件文書2中、診断名、〇〇入院に関する診断書の病名、ICDカテゴリー、生活歴及び現病歴、重大な問題行動、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、診察時の特記事項、指定医氏名、本件文書3中の診断名は、法第78条第1項第7号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

さらに、本件文書4の相談・訪問指導記録中の3頁1行目～24行目、本件文書4の7頁3行目～16行目、18行目～31行目、37行目～40行目、7頁33行目、本件文書4の9頁1行目、10頁12行目～13行目、11頁2行目～9行目、12頁1行目～3行目は、法第78条第1項第7号に該当するため、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

これら本件文書中、当該部分の〇〇診察を命じるあるいは診察を行った、指定医氏名、所属及び診断に関する情報については、開示することで、被診察者等から圧迫及び干渉を受ける可能性があり、今後、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化や形骸化し公正適切な診察が困難になるおそれもある。また、指定医の協力が得られなくなり、当該〇〇事務若しくは将来の同種の事業の目的達成に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としたものである。

本件文書1及び4中、当該部分の関係機関から聴取した情報については、開示請求者以外の関係機関から聴取した情報であり、開示することにより、今後当該関係機関から開示を前提とした情報しか得られなくなるおそれがある。また、当該関係機関との信頼関係を害するおそれがあり、県の機関が行う〇〇事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としたものである。

また、本件文書4中、当該部分の県の機関が行う事務（評価、判定）に関する情報については、開示することで当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、不開示としたものである。

### (3) 弁明の内容

〇〇入院の制度は、本人以外の者からの申請・通報を契機として手続が進められるとともに、〇〇に及ぶおそれがあると認めるとき、〇〇に入院させる〇〇であり、よってその運営は医学的な基準に則り、医学的な判断以外の影響を排した公正な判断が必要不可欠である。そのため、本人の認識と指定医による診断の結果及び法施行業務に相違が生じる可能性があるものである。

審査請求人は、本件文書中の不開示部分について、その根拠となる法に該当しないと主張しているが、本件文書1及び4中の警察官の氏名は、開示請求以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、法第78条第1項第2号に該当する。また、警察職員の氏名は、条例第4条及び規則第3条により、不開示とすることが妥当である。

また、本件文書1及び4中、県の機関が行う事前調査において関係機関から聴取した情報は、通報に基づき、被通報者に関する〇〇診察の要否判断のために行う調査であることから、診察の要否を判断する上で重要かつ不可欠であるが、開示することで関係機関等による情報提供を困難にし、必要な情報が得られなくなる等、関係機関との連携に支障が生じるおそれがあることから、法第78条第1項第7号に該当し、不開示とすることが妥当である。

とくに、本件文書中、〇〇診察を命じるあるいは診察を行った指定医の氏名、所属及び診断に関する情報及び入院受入れ先病院の職員の氏名については、開示することで、被診察者（審査請求人）等から指定医や医療機関に対して、診断書の記載内容の真偽や詳細等確かめるための接触や抗議を行うといったトラブルの発生となる可能性があることから、当該個人及び法人の業務に支障を及ぼし、正当な利益を害するおそれがあるため、〇〇入院に関する診断書は、指定医がその内容が本人に開示されないことを前提に記載を行ったものであり、本人の認識とは一致しない内容等を含む場合があるものである。開示することにより、指定医が本人の感情や反応を考慮して記載内容を簡略化するなどの事態が想定され、診断書の記載内容が形骸化し、公正適切な〇〇診察の実施及び〇〇入院先病院の確保が困難となり、今後の〇〇入院に係わる〇〇法の適正な施行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第78条第1項第7号に該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、本件文書4は、今までの不開示部分と重複する内容も含め、開示請求者以外の関係機関とのやりとりや聴取した情報に該当する部分があり、開示することにより、今後当該関係機関から開示を前提とした情報しか得られなくなるおそれがあるとともに、当該関係機関との信頼関係を害するおそれがあり、県の機関が行う〇〇事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これらも含め、本件文書中、県の機関が行う事務（受理、調査、評価、判定、施行）に関する情報の不開示部分については、〇〇入院に関する関係機関との連絡調整等に関する情報であり、開示することで当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公

正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、その根拠となる法や条例、規則に該当し、不開示とすることが妥当である。

## 5 審議会の判断

### (1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)のとおり、本件決定を取り消して、実施機関が本件決定で不開示とした情報を開示することを求めているので、以下、検討する。

### (2) 個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件決定で特定した保有個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の保有個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る保有個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

### (3) 本件決定の不開示情報について

#### ア 本件文書について

本件文書1は、〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇警察署長から審査請求人について通報を受けた〇〇保健所長が、事前調査を行い、その結果、〇〇診察が必要であると認め、〇〇により2名の指定医による〇〇診察を実施することに係る起案文書であると認められる。

本件文書2は、本件文書1による〇〇診察の結果、2名の指定医が入院〇〇を要すると判定したことから、〇〇により審査請求人を〇〇入院させる旨の決定をすることに係る起案文書であると認められる。

本件文書3は、本件文書2による〇〇入院のために、〇〇により審査請求人を〇〇入院先病院へ移送することに係る起案文書であると認められる。

本件文書4は、〇〇警察署長からの通報を受理した時から入院〇〇を解除するまでの、相談や連絡調整に対応した記録であると認められる。

#### イ 不開示情報について

本件文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、別表の番号(以下、単に「番号」という。)1から42までのとおりであり、審議会として、次に掲げるとおりに分類した。

(ア) 警察職員の氏名(番号4、14、21、32及び33。以下「本件警察職員氏名」という。)

- (イ) 審査請求人以外の個人の氏名（番号 36、39 及び 42。以下「本件第三者氏名」という。）
  - (ウ) 実施機関が関係機関等から聴取した情報（番号 5 から 13 まで、22 から 31 まで、34、38、40 及び 41。以下「本件聴取等情報」という。）
  - (エ) 診察をした指定医の氏名及び所属（番号 1 から 3 まで、15、16、19 及び 35。以下「本件指定医氏名等」という。）
  - (オ) 指定医が行った診断に関する情報（番号 17、18、20 及び 37。以下「本件診断等情報」という。）
- ウ 不開示情報該当性について
- (ア) 本件警察職員氏名について
    - a 実施機関は、本件警察職員氏名について、法第 78 条第 1 項第 2 号、条例第 4 条及び規則第 3 条に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。
    - b 当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ、又はハに該当する特段の事情も認められない。

なお、条例第 4 条は公務員等の氏名を不開示情報から除く旨を定めているが、規則第 3 条第 1 号により「警部補以下の階級にある警察官」の氏名は不開示情報に該当するとされている。そして、審議会が事務局職員を通じて実施機関に確認したところ、本件決定で不開示とされた氏名は、警部補以下の階級にある警察官のものとのことである。

したがって、当該情報は、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当し、不開示が相当である。
  - (イ) 本件第三者氏名について
    - a 実施機関は、本件第三者氏名について、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。
    - b 当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報は、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当し、不開示が相当である。
  - (ウ) 本件聴取等情報について
    - a 本件聴取等情報は、実施機関が、審査請求人の〇〇診察に際して

の事前調査のために関係機関等から審査請求人について聴取した情報や、〇〇入院に関して関係機関等とやり取りした際の情報と認められる。

実施機関は、本件聴取等情報について、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- b 本件聴取等情報は、前記aのとおりであり、当該情報を開示した場合、関係機関等との信頼関係が損なわれ、その結果、情報収集に支障を来すなど、適切な措置がとれなくなるおそれがあるといえることから、〇〇入院業務の目的が達成できなくなり、又は〇〇入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

(エ) 本件指定医氏名等について

- a 本件指定医氏名等は、〇〇入院に関する〇〇診察等をした指定医の氏名及び所属と認められる。

実施機関は、本件指定医氏名等について、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- b 〇〇入院は、本人以外の者からの申請・通報を契機として手続が進められ、〇〇に及ぶおそれが認められたときに〇〇のできる〇〇な入院〇〇であり、その性質上、〇〇入院に至る事実及び経過に関する本人の認識と指定医による診断の結果とに相違が生じる可能性がある。

このことを踏まえると、前記のような本人の認識と指定医の診断との相違から指定医に対する不信感や誤解が生じることが想定され、本件指定医氏名等を開示することにより、診断内容に関して、真偽や詳細等を確認するため、指定医の業務に支障を及ぼす行為が行われるなど、〇〇入院に関する業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

(オ) 本件診断等情報について

- a 本件診断等情報は、〇〇入院に関する指定医による診断に関する情報であると認められる。

実施機関は、本件診断等情報について、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- b 本件診断等情報は、前記aのとおりであり、当該情報を開示すると、指定医は、今後、本人の感情や反応を考慮して、記載内容を開

示されたとしても差し障りのない内容にする等、簡略化する事態が想定され、その結果、診断書等の記載内容が形骸化し、〇〇入院に関する業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 5月31日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和6年 7月25日	反論書の受理
令和7年11月20日	審議（令和7年度第7回第2部会）
令和7年12月18日	審議（令和7年度第8回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会

別表

番号	行政文書	頁	文書名	不開示部分	実施機関の不開示理由	審議会による区分
1	本件文書1	2	起案用紙 (その二)	指定医氏名・所属	第7号	本件指定 医氏名等
2		3	指定医による診 察命令書(案 1)	宛先		
3		4	指定医による診 察命令書(案 2)	宛先		
4		6	〇〇通報受書	通報者氏名	第2号 等	本件警察 職員氏名
5				保護した原因	第7号	
6				申請・通報等された 原因及び現在の状態 2行目～6行目		
7				治療歴等 備考		
8		7	通報書	発見時の状況及び保 護が必要と認めた理 由	第7号	本件聴取 等情報
9		8	〇〇に基づく事 前調査書	2. 調査時の状況等 家族構成、家庭の状 況、生活歴等		
10				2. 調査時の状況等 申請・通報等をされ た原因(言動・経 緯)、現在の状況等 1行目～7行目		

11	本件文書1	9	〇〇に基づく事前調査書	2. 調査時の状況等 申請・通報等をされた原因（言動・経緯）、現在の状況等 1行目～4行目	第7号	本件聴取等情報
12				現在までの主な治療歴		
13				事前調査にあたっての陳述者 1行目		
14				事前調査にあたっての陳述者 2行目	第2号等	
15	本件文書2	11	指定医による診察命令書	宛先	第7号	本件指定医氏名等
16		12	指定医による診察命令書	宛先		
17	本件文書2	2	起案用紙（その二）	診断名	第7号	本件診断等情報
18		12・13	〇〇入院に関する診断書	病名、ICDカテゴリー、生活歴及び現病歴、重大な問題行動、現在の〇〇症状、その他の重要な症状、問題行動等、診察時の特記事項		
19				〇〇指定医氏名		
20	本件文書3	2	起案用紙（その二）	診断名	第7号	本件診断等情報
21	本件文書4	1	〇〇通報等受書	通報者氏名	第2号等	本件警察職員氏名

22	本件文書4	1	〇〇通報等受書	保護した原因	第7号	本件聴取等情報		
23				申請・通報等された原因及び現在の状態 2行目～6行目				
24				治療歴等 備考				
25		2	通報書	発見時の状況及び保護が必要と認めた理由				
26		3	相談記録	1行目～24行目 25行目～27行目				
27		5	〇〇に基づく事前調査書	2. 調査時の状況等 家族構成、家庭の状況、生活歴等				
28				2. 調査時の状況等 申請・通報等をされた原因（言動・経緯）、現在の状況等 1行目～7行目				
29		6	〇〇に基づく事前調査書	2. 調査時の状況等 申請・通報等をされた原因（言動・経緯）、現在の状況等 1行目～4行目				
30				現在までの主な治療歴				
31				事前調査にあたっての陳述者 1行目				
32				事前調査にあたっての陳述者 2行目			第2号等	本件警察職員氏名
33		7	相談記録	1行目 17行目			第2号等	本件警察職員氏名

34	本件 文書 4	7	相談記録	3行目～16行目 18行目～31行目 37行目～40行目	第7号	本件聴取 等情報
35				33行目	第7号	本件指定 医氏名等
36				34行目	第2号	本件第三 者氏名
37		9		1行目	第7号	本件診断 等情報
38		10		12行目～13行目	第7号	本件聴取 等情報
39		11		1行目	第2号	本件第三 者氏名
40				2行目～9行目	第7号	本件聴取 等情報
41		12		1行目～3行目		
42				4行目	第2号	本件第三 者氏名

注 「実施機関の不開示理由」欄の、「第2号」は法第78条第1項第2号に該当することを、「第7号」は同項第7号に該当することを、「第2号等」は同項第2号、条例第4条及び規則第3条に該当することを、それぞれ意味する。